令和5年度

第1回 対馬市 SDGs 推進員会議

日時:令和5年7月20日(火)14:30~16:00

場所:対馬市役所別館2会議室

議事次第

- 1. 開会
- 2. しまづくり推進部長挨拶
- 3. 議事
 - (1)SDGs について(説明)
 - (2)SDGs 推進体制の全体像(説明)
 - (3)SDGs 推進員制度について(説明)
 - (4)SDGs パートナーズ登録制度及びプラットフォームについて(説明)
 - (5)行政課題の公表とアイデア等提案募集制度について(意見交換)
 - (6)ガバメントク<mark>ラウドファン</mark>ディングについ<mark>て(</mark>意見交換)
 - (7)その他(各部局からの情報共有・提案事項等)
- 4. 閉会

【配布資料】

資料1 SDGs について

資料2 SDGs 推進体制の全体像

資料3 SDGs 推進員制度について

資料4 SDGs パートナーズ登録制度及び SDGs プラットフォームについて

資料5 行政課題の公表とアイデア等提案募集制度について

資料6 ガバメントクラウドファンディング(GCF)の導入について

参考資料1 対馬市 SDGs 推進員設置要綱

参考資料2 対馬 SDGs パートナーズ一覧

参考資料3 対馬市ガバメントクラウドファンディング実施要綱(案)

別冊 対馬市 SDGs アクションプラン概要版

SDGs 推進員

所属部署	所属課	職位	氏名
総務部	財政課	副参事兼係長	長岡 亮
しまづくり推進部	しまの力創生課	副参事兼係長	浦瀬 俊美
観光交流商工部	観光商工課	主任	糸瀬 富喜
市民生活部	環境政策課	参事兼課長補佐	中村 龍一
福祉部	福祉課	副参事兼係長	犬東 政剛
保健部	医療対策課いづはら診療所	参事兼課長補佐	金丸 隆博
農林水産部	自然共生課	係長	神宮 周作
建設部	管理課	主任	松本 貴弘
水道局	水道課	参事兼課長補佐	松島 哲也
中対馬振興部	地域振興課	副参事兼係長	中村 誠也
上対馬振興部	地域振興課	参事兼課長補佐	梅野 加寿人
消防本部	消防署総務課総務班	主任	荒木 謙吾
教育委員会事務局	教育総務課	主任	波多野 健一
議会事務局	不自川	参事兼課長補佐	糸瀬 博隆

<事務局>

しまづくり推進部 部長 伊賀 敏治 しまづくり推進部 SDGs 推進課 課長 財部 仁 しまづくり推進部 SDGs 推進課 副参事兼係長 前田 剛 しまづくり推進部 SDGs 推進課 専門官 久保 伯人

(1)SDGs について

SDGs(エスディジーズ): Sustainable Development Goals

Ш

持続可能な開発目標 ⇒ 世界中のすべての人が取り組むべき幸福のための努力目標 ↑次世代も安心安全に暮らせること ⇒ 「世(S)界の誰(D)もが元(G)気で幸(s)せに」

People(人間):「貧しさを解決し、健康に」













Prosperity(豊かさ):「経済的に豊かで、安心して暮らせる世界に」











Planet(地球):「自然と共存して、地球の環境を守る」









Peace(平和):「争いのない平和を知ることから実現」



Partnership(協力関係):「みんなが協力し合う」



世界共通の 17 目標と 169 ターゲットで構成される。<u>行政施策と紐づけてみると実は SDGsというものは多い</u>

<取り組み意義と必要性>

- ・ <u>SDGs のゴールとターゲットはすべての行政施策に紐づいて</u> いる(すでに当たり前に取り組んでいることが多い)
- ・現代社会が抱える諸課題は複合課題。1つの分野だけでの解決が困難となっている(分野横断的連携がますます必要)。また、国境離島である対馬は、グローバルな問題に影響を受けやすく、対馬だけで解決することは困難。世界とのつながりや、環境・社会・経済の3つの側面の関係性を意識した統合的なアプローチが有効となる。その点で、行政への SDGs の採り入れは、施策の質的向上と相乗効果を図ることができる
 - ⇒ SDGs によって新たに業務が増えるのではなく、SDGs によってよりよい業務遂行が図れる
- SDGs は世界共通目標。多くの上位計画等(国県)では SDGs の視点が採り入れられており、基礎自治体の計画等についてもその整合化が求められる
- ・SDGs への一般の認知度が高まっている。また、新・学習指導要領の前文及び総則に、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられ、教科教育や総合及び探究学習に SDGs が採り入れられる等、SDGs 推進の社会的要請はここ数年で急速に高まっている

(2)SDGs 推進体制の全体像



(3)SDGs 推進員制度について

市民、地域団体、学校、企業等各主体とのパートナーシップを形成し、全庁的な SDGs の取り組みを加速化させるため、全部局に「SDGs 推進職員」を設置。SDGs推進職員が SDGs アクションプランの重点アクション等に関しプロジェクトチームを組み、研修会やワークショップを通じて、それぞれの業務の効率性や同時解決性を高める。

区分	SDGs 推進員 R4 9. 30 設置	【参考】市民協働推進員 H24. 6. 1 設置/R4 9. 30 廃止
目的	SDGs の達成に向けた取組を推進するため、部局横断的な連携及び各部局の関係市民等との協働等の中心的な役割を担う職員として、SDGs 推進員を配置	市民、NPO 法人等との協働に向けた取組みを推進するため、全庁的に協働を推進する体制づくりの中心的な役割を担う職員として、市民協働推進員を設置
職務	(1) 対馬市 SDGs アクションプランのうち、部局横断的連携が必要となる事業推進に関すること。 (2) 各部局の関係市民、関係団体、関係企業等への SDGs 関連情報の提供及びパートナーシップ形成に関すること。 (3) 各部局における SDGs アクションの推進及び進捗管理に関すること。 (4) 各部局における SDGs 関連情報の収集及び職員への周知に関すること。 (5) その他 SDGs の達成に向けて必要と認められる事項に関すること。	(1) 市民、NPO 法人等からの提案や問い合わせ等への主たる対応 (2) 協働に関する各種情報収集及び職員への情報提供 (3) 各職場における協働に関する庁内調査の取りまとめ (4) 対馬市市民協働(共働)推進本部ワーキング部会員としての職務
設置対象部署	総務部、しまづくり推進部、観光交流商工部、市民生活部、福祉部、保健部、農林水産部、建設部、水道局、中対馬振興部、上対 馬振興部、消防本部、教育委員会事務局、議会事務局	総務部、しまづくり推進部、観光交流商工部、市民生活部、 福祉保険部、健康づくり推進部、農林水産部、建設部、中対 馬振興部、上対馬振興部、教育委員会
選任	配置対象部局ごとに主任以上の職にあるもの1名以上	設置対象部署ごとに係長以上の職にあるもの1名
支援体制	推進員が職務を遂行する上で、各種情報の提供及び研修の開催 等の必要な支援を行う	同左
庶務	しまづくり推進部 SDGs 推進課	しまづくり推進部

○任命期間

令和5年7月1日~令和6年3月31日

人事異動等により、本人が SDGs 推進員を継続できなくなった場合は、配置部署所属長が後任の SDGs 推進員を選任。任命期間は当該年度 末までとします。

○令和5年度の推進員の活動(案)

(1)推進員会議 年1回程度

(2) 部署内での SDGs 推進

- ・ 部署内の SDGs アクションの推進…計画策定・改訂の際の SDGs の視点導入と SDGs 未来都市計画及び SDGs アクションプランとの整合化、節電・節水、ごみの削減(4R:ペーパレス、マイボトル、マイバック、マイおかぶり、生ごみ回収協力、お弁当の日等々)、運動促進、ジェンダー平等 等
- ・ 行政課題の公表事項の照会、呼びかけ
- ガバメント・クラウドファンディングの照会、呼びかけ

(3)研修会

1回程度 ※推進員の意見を参考に開催及び時期を判断します。

(4)SDGs パートナーズ登録制度及び SDGs プラットフォームについて

企業

団体・NPO

対馬市

対馬SDGsプラットフォーム

研究•教育機関

個人·個人事業主

①情報共有及び相互啓発 ②交流及び連携 ③SDGsに関連する取組の顕彰

参画•協働

対馬SDGsパートナーズ登録制度

対馬SDGs パートナー SDGsの達成に向けた取組み又は活動目標につながる取組み、又は対馬市S DGsアクションプランに沿った活動を宣言し、アクションプランに基づくプロジェクトに賛同、参画する企業、団体等

対馬SDGs サポーター SDGsの達成に向けた取組み又は活動目標につながる取組み、又はアクションプランに沿った活動を宣言し、アクションプランに基づくプロジェクトを支援・応援する企業、団体等

申込•登録

対馬SDGs宣言!

企業

団体

教育機関

研究機関

NPO

個人

個人事業主

対馬市においてSDGsの達成に向けた取組み又は活動目標につながる取組みを実施する、又は実施する 意思がある企業、団体、教育機関、研究機関、特定非営利法人、その他団体又は個人事業主、個人等 SDG®の主流化



DECADE OF >>> ACTION

17 パートナーシップで 目標を達成しよう



了 泛 万

活動の見える化

(5)行政課題の公表とアイデア等提案募集制度について

4)公表

(5)申込

SDGsパート ナーズ

(提案者・協 働)

事業パート

ナー (事業協働

者)

・ 対馬SDGsプラットフォームにおける産官学民パートナーシップ促進のため、対馬市が抱える行政課題を公表

③とりまとめ

⑥受付·確認

(2)応募

③審杳

⑧連絡調整・協議・協働等

④事業の受委託

・ 課題ごとの検討段階と関わり方に応じ、それぞれのページにタグ「#アイデア募集」、「#協働提案」、「#新技術等提案」、「#協力・参加」を設定

SDGs推進課

- ・ 提案により契約に直結するプロポーザル募集ではない(事業化する場合は、公募により選定)
- ・ 事業化する場合の財源確保はガバメント・クラウドファンディング制度等と連動させる

対馬市HP 行政課題事項

> 対馬市HP Logo form

・ 令和5年度年度途中からの試行、令和6年年度以降の本格運用を目指したい

①部署内照会・呼びかけ SDGs推進員 ②行政課題の提示 #アイデア募集 #協働提案 #新技術等提案 #協力·参加 ⑦連絡 担当課 予算を伴う場合は事業化を検討(クラファン等) ①プロポーザル等公募

(6)ガバメントクラウドファンディングについて

ガバメントクラウドファンディング(GCF)の導入について

2023年7月20日 SDGs推進課 兼 デジタル推進課 久保 伯人

ガバメントクラウドファンディング(GCF)とは

■自治体が行う「共感寄付」による資金調達

ふるさと納税の仕組みを使った自治体によるクラウドファンディング。寄付金の「使い道| をより具体的にプロジェクト化し、プロジェクトに共感した方から寄付を募る仕組み。これま での累計寄付額はふるさとチョイスだけで146億円、掲載自治体数は570自治体超、プロジェク ト件数は2,050件を突破。

■利用者メリット

- ・自分が共感する「使い道」を指定して寄付することができる。
- ・ふるさと納税と同じ税控除が受けられる。

■自治体メリット

- ・新たな財源を確保できる。
- ・寄付に対する返礼品の有無は自治体側で決められる。
- ・目標金額に達しなくても、集まった資金を利用できる。

■職員メリット

- ・予算が付かなかないために諦めていた案件にチャレンジできる(かも?)
- ・プロジェクトを通じて、様々なスキルアップにつながる



くり」が出来る学生を育てたい

Q長崎県佐世保市

10,466,000円









プロジェクト~近代女子教育・知 的障がい児教育の先駆け、石井

Q 長崎県大村市

582,000円





イルカとヒトが会話するようにコ ミュニケーションできる社会を実 現したい!エサでコントロールせ

♥長崎県壱岐市

869,000 P









プセル引き揚げプロジェクト ~ 過去を現代に!そして未来へ残

♀長崎県松浦市

11.423.000 F

SDGs



213人の島民全員が立ち上がっ た「宝の海・青島」を未来へ残し ていきたい

Q 長崎県松浦市

1.852.000 ₽





見中央小学校講堂兼公会堂 |を、 蘇らせるために。

Q長續県波佐貝町

885.000 P

SDGs 7



島1000年漁」を未来へ残そう

♀長崎県松浦市

2,305,000 円



千年続く漁







の代替をカタチとして届けたい! 高校生の輝く日々を取り戻す【ア

♀長崎県松浦市

5.269.000 P

SDGs



ドローンの先端技術を使って地 域課題を解決する人材を育成し、 観光振興や密漁防止につなげた

♀長崎県平戸市

33.000.000 ₽













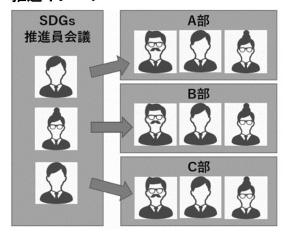
島1000年漁 | を未来へ残そう





ガバメントクラウドファンディングの導入検討

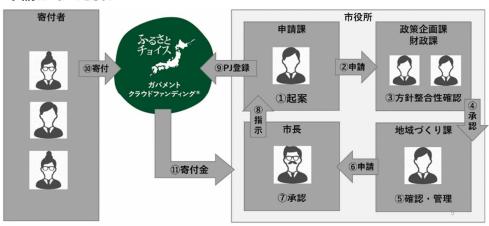
・推進イメージ



・次年度にGCFを実施する場合

	新年度予算	
立案	9月頃	GCFを活用した事業の企画立案
予算要求	10~11月	新年度予算要求に事業費等の予算を計上
議会承認	翌年3月	新年度予算の議決
	翌年4月以降	GCFプロジェクトによる寄付の受付
事業実施	GCF終了後	事業の実施

・申請からの流れ



・年度内にGCFを実施する場合

過去実施:北海道夕張市・福島県只見町の場合

	補正•新年度予算		/	予算議決前に 「実施前提」 で寄付を募集するため、調整
立案	1wk~1ヶ月	GCFを活用した事業の企画立案		に下記を実施。 • 市長、財政部局、事業担当課との事前調整
事前調整	2wks~1ヶ月	関係者への事前の説明および調整		議員にGCF実施の理解を得るための勉強会を開催 Tips! 議会軽視とならないよう、事前の説明が重要。
	最長3ヶ月	GCFプロジェクトによる寄付の受付	\leq	通常のふるさとチョイスと同様の費用と、別契約も不要の ため、寄付募集に係る手数料等の予算計上は不要。
予算要求		予算要求に事業費等の予算を計上	_<	予算要求のスケジュールで直近の予算編成で計上。
議会承認		補正予算・新年度予算の議決	_	
事業実施		事業の実施		
				2

対馬市SDGs推進員配置要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市における持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)の達成に向けた取組を推進するため、部局横断的な連携及び各部局の関係市民等との協働等の中心的な役割を担う職員として、SDGs推進員(以下「推進員」という。)を配置し、その職務等について必要な事項を定めるものとする。

(推進員の職務)

- 第2条 推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 対馬市SDGsアクションプランのうち、部局横断的連携 が必要となる事業推進に関すること。
 - (2) 各部局の関係市民、関係団体、関係企業等へのSDGs関連情報の提供及びパートナーシップ形成に関すること。
 - (3) 各部局におけるSDGsアクションの推進及び進捗管理 に関すること。
 - (4) 各部局におけるSDGs関連情報の収集及び職員への周知に関すること。
- (5) その他 S D G s の達成に向けて必要と認められる事項に 関すること。

(推進員の配置)

第3条 推進員を、別表のとおり配置する。

(推進員の選任)

- 第4条 別表に掲げる部署の所属長は、推進員を選任し、しまづく り推進部長に報告する。
- 2 推進員は、配置対象部署ごとに主任以上の職にある者 1 名以上とする。
- 3 委嘱等にかかる任命行為は、特に行わない。(支援体制)
- 第5条 しまづくり推進部長は、推進員が第2条に掲げる職務を 遂行する上で、各種情報の提供及び研修の開催等の必要な支援 を行うものとする。

(庶務)

第6条 推進員の庶務は、しまづくり推進部 SDG s 課において 処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、対馬市SDGs推進本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(対馬市市民協働推進員設置要綱の廃止)

2 対馬市市民協働推進員設置要綱(平成24年対馬市訓令第17号)は、廃止する。

別表 (第3条、第4条関係)

<u> </u>
部署
総務部
しまづくり推進部
観光交流商工部
市民生活部
福祉部
保健部
農林水産部
建設部
水道局
中対馬振興部
上対馬振興部
消防本部
教育委員会事務局
議会事務局

対馬 SDGs パートナーズ一覧

2023.7.17 現在

登録の種類	種別	企業・団体・個人名
パートナー	企業・団体等	伊藤忠商事株式会社
パートナー	企業・団体等	株式会社 A company
パートナー	企業・団体等	株式会社 SNC
パートナー	企業•団体等	SCG 経営デザインオフィス
パートナー	企業•団体等	株式会社エネルギーエージェンシーつしま
パートナー	企業・団体等	株式会社エルコム
		環境省対馬自然保護官事務所厳原事務室
パートナー	│企業・団体等 │	(ツシ <mark>マヤマネ</mark> コ野生順化ステーション)
	人类 日仕 佐	環境省対馬自然保護官事務所
パートナー	企業·団体等	(対馬野生生物保護センター)
パートナー	企業·団体等	九州電力送配 <mark>電株式会社</mark> 対馬配電事業所
パートナー	企業•団体等	九州郵船株式会社
パートナー	企業•団体等	コミュニカーレ株式会社
パートナー	企業·団体等	株式会社コミュニ <mark>ティメ</mark> ディア
パートナー	企業•団体等	サラヤエスビーエス株式会社
パートナー	企業·団 <mark>体等</mark>	下原美しい隊
パートナー	企業•団体等	住友大阪セメント株式会社
パートナー	企業•団体等	株式会社セイコーインターナショナ <mark>ル</mark>
パートナー	企業•団体等	Team Tsushima
パートナー	企業•団体等	有限会社中央産業
パートナー	企業•団体等	特定非営利活動法人對馬次世代協 <mark>議会</mark>
パートナー	企業•団体等	対馬市立西部中学校
パートナー	企 <mark>業•団体等</mark>	対馬地区漁協女性部連絡協議会
パートナー	企業•団体等	株式会社対馬地球大学
パートナー	企業•団体等	株式会社バ <mark>イオマ</mark> スアグリゲーション
パートナー	企業·団体等	博多海陸運 <mark>送株式</mark> 会社対馬支店
パートナー	企業•団体等	博多海陸運送株式会社比田勝営業所
パートナー	企業•団体等	ボラ佐須奈「角跡(つのあと)」
パートナー	企業•団体等	長崎県立対馬高等学校
パートナー	企業•団体等/	長崎県立対馬青年の家
パートナー	企業•団体等	株式会社中原建設
パートナー	企業•団体等	日本生命保険相互会社福岡総合支社
パートナー	企業•団体等	有限会社丸徳水産
パートナー	企業•団体等	一般社団法人 MIT
パートナー	企業•団体等	株式会社ヤマップ
パートナー	企業・団体等	株式会社リングスター
パートナー	個人	内山 真里
パートナー	個人	梅野 美実
パートナー	個人	巴山剛
パートナー	個人	村岡 幸代
パートナー	個人	office SOTO 山下幸恵

パートナー	個人	王 威漢
サポーター	企業•団体等	~石窯ピザとパン~赤坂倶楽部
サポーター	企業•団体等	合同会社 OTTER
サポーター	企業•団体等	株式会社サイキ
サポーター	企業•団体等	有限会社左衛門
サポーター	企業•団体等	公益財団法人自然保護助成基金
サポーター	企業•団体等	株式会社十八親和銀行
サポーター	企業•団体等	西部環境調査株式会社
サポーター	企業•団体等	つしま大石農園
サポーター	企業·団体等	那須どうぶつ 王国
サポーター	企業·団体等	パタゴニア・インターナショナル・インク日本支社
サポーター	企業·団体等	合同会社ビーコンつしま
サポーター	企業·団 <mark>体</mark> 等	ライトンコスモ株式会社
サポーター	個人	武田 暢博
サポーター	個人	梅野 浩二

※サポーター個人 非公表人数 4名

パートナー 40者 サポーター 18者 パートナーズ 58者 対馬市ガバメントクラウドファンディング実施要綱(案)

(総則)

第1条 この告示は、対馬市がふるさと納税制度を活用して実施 するガバメントクラウドファンディングに関して必要な事項を 定める。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。
 - (1) ガバメントクラウドファンディング(以下「本事業」という。) ふるさと納税制度を活用し、市が事業を実施する ために必要な経費を、インターネット等を通じて広く不 特定多数の人々から集める資金調達の仕組みをいう。
 - (2) ふるさと納税 市に対する地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄付をいう。
 - (3) プロジェクト 市の課題解決及び活性化のため、市が主体となって行う事業をいう。
 - (4) 寄付者 プロジェクトに共感し、資金提供を行う者をいう。
 - (5) ふるさと特産品等(以下「特産品等」という。) 市の魅力発信につながり、市が認定した商品又は提供するサービスをいう。

(申込)

- 第3条 寄付者は、インターネット上の所定の申込みフォームに より申込まなければならない。
- 2 市長は、前項の申込みがあった場合は、内容等を確認の上、適切であると認めたときは、当該寄付者から納付書又はクレジットカードによる寄付金の納付を受けるものとする。

(プロジェクト)

第4条 市の課題解決等のために実施するプロジェクトは、市長 が別に定める。

(特産品等の贈呈)

第5条 市長は、プロジェクトごとに特産品等を定めることとし、 寄付者へ金額に応じて定める特産品等を贈呈する。ただし、特産 品等の贈呈を予定しないプロジェクト又は寄付者が特産品等の 受贈を希望しない場合は、この限りでない。

(氏名の公表)

第6条 市長は、寄付者の了解を得て、寄付者の氏名を公表することができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 本事業により取得した個人情報は、対馬市個人情報保護 法施行条例(令和5年対馬市条例第13号)の定めるところによ り適正に管理するとともに、当該個人情報を本事業以外の目的 で使用してはならない。

(基金への積立て)

第8条 この要綱に基づいて受けた寄付金については、対馬市ふるさと応援寄付条例(平成20年対馬市条例第29号)第2条で設置した基金へ積立てることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要 な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。